

【論文 15】

パーリ仏典に見る *janapada* と *raṭṭha*

森 章司
金子芳夫

【0】はじめに

[1] 本論制作の動機と意図は次のとおりである。

[1-1] われわれは「原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究」という総合テーマのもとに、本論文の執筆者のうち金子芳夫が担当して、資料集として「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧」を作成し、これまでに「マガダ国篇」⁽¹⁾「祇園精舎（経蔵）篇」⁽²⁾「祇園精舎（律蔵）篇」⁽³⁾「コーサラ国篇」⁽⁴⁾の4篇を報告してきた。

この作業は、仏典に伝えられる十六大国 (*soḷasa mahājanapada*) をイメージして、原始仏教聖典の経蔵・律蔵にわたるすべての聖典資料の仏在処・説処⁽⁵⁾を、国ごとに整理しようとするものであるが、最終作業となっている「その他国篇」を整理する段階に至って、次のような問題が生じてきた。

十六大国にもさまざまな伝承があって、それらをアイデンティファイするのは至難の業である。また仮にそれができたとしても、かなり資料数の多い釈迦国などを、十六大国に含まれないからといって独立させなくてもよいかという問題も生じる。釈迦国をもし「十六大国」のどこかに含めるとすればコーサラ国になるであろうが、それでは違和感を免れえないであろう。

また原始仏教聖典の中には、十六大国のいずれに属するのか分からない地名が数多くあり、それらが「国」と表現される場合も少なくない。

要するに具体的に言えば、われわれが「その他の国篇」として整理しようとする「国」をどのように定義し、そしてどのような「国」を項目として立てるべきかという問題が生じてきて、そこで原始仏教聖典のいう「国」の概念をはっきりさせたいというのが、本稿制作の最初の動機である。

- (1) 本「モノグラフ」第2号【資料集篇Ⅰ】『原始仏教聖典の仏在処・説処一覧—マガダ国篇【2-1】—』(中央学術研究所 2000.7)
- (2) 同上第4号【資料集篇Ⅲ】『原始仏教聖典の仏在処・説処一覧—祇園精舎（経蔵）篇【2-2-1】—』(中央学術研究所 2001.12)
- (3) 同上第5号【資料集篇Ⅳ】『原始仏教聖典の仏在処・説処一覧—祇園精舎（律蔵）篇【2-2-2】—』(中央学術研究所 2002.5)
- (4) 同上第8号【資料集篇Ⅴ】『原始仏教聖典の仏在処・説処一覧—コーサラ国篇【2-3】—』(中央学術研究所 2004.3)
- (5) 仏在処と説処の意味については、「『原始仏教聖典の仏在処・説処一覧』作成の目的と意図」(本「モノグラフ」第2号【資料集篇Ⅰ】『原始仏教聖典の仏在処・説処一覧—マガダ国篇【2-1】—』) p.003 を参照。

[1-2] そのためにパーリ仏典において、「国」を表すのに用いられる一般的な言葉である *janapada* と *raṭṭha* を調査することになった⁽¹⁾。しかしこれらの言葉の子細に調査してみると、単に「国」の中の一地域や一地方をさす場合や、極端に言えば町や村をさす場合もあることが明らかになってきた。そして特に *janapada* については、われわれが通常「国」という言葉から理解する、ある一定の限定された領土があって、そこに何らかの統治機構が備わっているというようなものとは異なる、もっと漠たるものであるということが判ってきた。「十六大国」の「国」は民族や種族をさしていわれたものであるということがあって⁽²⁾、「十六大国」の「国」にはこれらのいくつかの概念が混在しているのである。そもそも釈尊時代のインドにあっては、政治的な意味において整った形の「国」をイメージすること自体が間違っているのかもしれない⁽³⁾。

しかもわれわれの資料集では漢訳聖典も整理の対象に入っており、ここでは村や町、あるいは都城にあたるものも「国」と表現されていることは普通のことである⁽⁴⁾。そしてそれは一面においては、インド語を素直に漢訳した結果だともいいうるのである。

このようなところから、われわれの興味は「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧」の「その他の国篇」の「国」をどのように措定するべきかということから、徐々に *janapada* と *raṭṭha* の正確な概念づけをするところにシフトしていくことになった。

これが本稿制作の直接的な目的であって、そこで本稿の内容は *janapada* と *raṭṭha* という言葉に含まれる外延や背景、あるいは歴史的経緯による用例の変化などを追及することが中心となった。要するに最初の動機であった「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧」で採用する「国」の基準を策定することは附論として処理してよいような副次的なものになり、副産物的なものが主題になったということである。

(1) そのほか「国」に相当するパーリ語には *paṭhavi* (*pathavi*) , *pathavi-maṇḍala*, *desamaṇḍala*, *bhumma*, *bhūmi*, *vijita* などが挙げられるが、マガダとかコーサラ、あるいはヴェッジとかマッラなどに付される「国」に相当する語は *janapada*, *raṭṭha* もしくは *rajja* である。

(2) 「十六大国」に関する著書・論文には次のようなものがある。

E. J. Rapson, *The Cambridge History of India* vol. I *Ancient Indiae*, India, reprint 1968, p.152ff.

Debarchana Sarkar, *Geography of Ancient India in Buddhist Literature*, India, 2003, p.190ff.

E. Lamotte, *History of Indian Buddhism*, tr. Sara Webb-Boin, Louvain, 1988, pp.007-012.

Rhys Davids 「諸部族と国家群」(T・W・リズ・デヴィッツ著/中村了昭訳『仏教時代のインド』大東出版社 1984) では、十六大国の名称は国の名称ではなくて、イタリア人とかトルコ人というように、民衆の名称であって、まだ種族が主であり、地理的なものが主となっていなかった(p.016参照)、と述べている。

水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」(『仏教研究』第7巻、第4号 大東出版社発行 1924) 「十六大国の名前も多く複数形によって呼ばれて居るのはやはり土地としてよりもその種族として意味せられて居る証據である」(p.007)と述べている。

羽溪了諦「仏陀時代の政治状態(上)」(『仏教研究』新第5巻、第2号 1928) pp.023~028。

羽溪了諦「仏教興起の政治的背景」(『仏教研究』新第6巻、第1号 1929) pp.101~

124。

前田恵学『原始仏教聖典の成立史研究』「仏陀教化の及んだ地域」（山喜房仏書林 1964）
pp.055～057。

塚本啓祥『初期仏教団史』「Soḷasa Mahājanapada（十六大国）」（山喜房仏書林 1980）
pp.361～367。

宮坂宥勝『インド学密教学論考』「仏教興起の時代と社会的背景——十六大国考」「十六大
国再考」（法蔵館 平成7年）pp.022～050。

同著者『ブッダの教え—スッタニパータ』（法蔵館 2002）。同書で「漢訳語の「大国」の
原語はジャナパダ（*janapada*）であって、コーサンビー博士（D. D. Kosambi）が『住民
の広範な居住地域』と規定しているのに賛意を表したい」（p.013）と述べている。

望月信亨『望月仏教大辞典』第3巻「十六大国」pp.2417～2419。同辞典には「釈尊在世の
頃、印度に存立せし十六の大国をいふ。……蓋し此等の十六大国は、近世の研究に依るに、
釈尊当時に於ける地理的若しくは政治的区分を的確に示せるものに非ずして、其の以前よ
り行はれたる種族的勢力の分布に関する世説を採録せるものなるべしとせり」とし、その
理由として政治的区分であるとすれば、シヴィ（*Sivi*）、マドラ（*Madra*）、ウドゥヤー
ナ（*Udyāna*）、ヴィラータ（*Virāta*）等の国名を挙げないこと、またマッラ（*Malla*）、
チェーティ（*Ceti, Cetiya*）等の比較的小国、アング（*Aṅga*）やカーシ（*Kāsi*）のような
隣国に隷属する国を諸大国の列に加えていること、なおかつ南方のインドのなかでアヴァ
ンティ（*Avanti*）のみを挙げ、ヴィンディヤ（*Vindhya*）山脈以南をすべて欠き、東方は
アング以東のベンガル（*Bengal*）地方を出さない点を挙げた上で、十六大国の国名にも
異説があることを述べている。

中村元『インド古代史（上）』「十六大国」（春秋社 1963）p.243 以下参照。なお同書で、
「（十六大国を指して）右に上げられた『国』なるものは王国（*rajja*）ではなくて、『地
方民の大群』（*mahājanapada*）なのである」（p.245）としている。（『中村元選集〔決
定版〕』第5巻「インド史」I p.356）

- (3) ロミラ=ターバル博士をはじめ諸学者のインドの古代史に関する研究によれば、釈尊時代はイ
ンドの文化の中心が、インダス・ガンジス分水界地域を経てガンジス河西部流域に至る過程
でのリニエジ社会からガンジス河中流域における国家制へ移行した時期という。釈尊当時の
国家には、マッラやヴァッジをはじめとするリニエジ制を色濃く残していた部族共和制国家
と、すでに台頭していたマガダやコーサラといった王制国家があり、これらの間に緊張関係
が高まり、やがて後代に中央集権国家へと移行したとされる。

なおリニエジ（*lineage*）とは「単系出自集団のうち、共通の祖先と各成員の間の系譜関係
がはっきりしているような集団」（『小学館 日本大百科全書』〔CD-ROM 版 1999〕の
「リニエジ」の項目参照）である。ロミラ=ターバル博士は『国家の起源と伝承』（ロミラ
=ターバル著／山崎元一・成沢光訳『国家の起源と伝承：古代インド社会史論』〔法政大学出
版局 1986.6〕、以下『国家の起源と伝承』と略称する）において、「リニエジとは、一定
の権威体系をもつ単系血縁集団」と定義されている。それは権利と義務をもち、結束の要素
として系譜関係を認めている。リニエジはさらに小さな集団あるいは分節（セグメント）に
分けることができる。いくつかの単系出自集団は、現実のあるいは神話上の始祖にその起源
を求める氏族（クラン）を形成するようになる。そのような組織における基礎単位は拡大家
族である」（p009 以降を参照）と述べている。それはガンジス河中流域では、例えば釈迦族
の出自に関する伝承、あるいはコーサラ族の伝承などに見られる。

- (4) 例えば *SN.001-001-001* (vol. I p.001) の「サーヴァッティ（*Sāvatti*）」を『雑阿含』
001（大正02 p.001 上）では「舍衛國」とし、また *Vinaya* 「臥座具犍度」（vol. II
p.170）の「キターギリ（*Kiṭāgiri*）」を『四分律』「房舎犍度」（大正22 p.943 中）では

「鞆連國」とし、さらに AN.005-005-050 (vol. III p.057) の「パータリプッタ (Pāṭaliputta)」を『増一阿含』032-007 (大正02 p.679上) では「波羅梨國」として、このような例は枚挙にいとまがない。なお民族の住むところとして、例えば MN.093 *Assalāyana-s.* (『阿毘曇經』vol. II p.149) 「ヨーナ・カンボージャに (Yona-Kambojesu)」が対応経の『中阿含』151「阿毘曇經」(大正01 p.664上) に「餘尼及劍浮國」とされる。比較的小さな種族や部族の住むところとしては、SN.022-001 (vol. III p.001) 「バツガ族に (Bhaggesu)」が対応経の『雜阿含』107 (大正02 p.032上) では「婆祇國」、Vinaya 「小事毘度」(vol. II p.127) の「バツガ族 (Bhaggā)」が、対応する漢訳律の『十誦律』「雜法」(大正23 p.271下) では「波伽國」とされ、MN.091 *Brahmāyu-s.* (『梵摩經』vol. II p.133) 「ヴィデーハ族に (Videhesu)」が対応経の『中阿含』161「梵摩經」卷一 (大正01 p.685上) では「鞞陀提國」とされ、AN.003-007-065 (vol. I p.188) の「カーラーマ族の町 (Kālāmāṇaṃ nigamo)」が対応経の『中阿含』016「伽藍經」(大正01 p.438中) では「伽藍國」(但し、大正新脩大藏經では「伽藍園」とするが、宋・元・明の三本により「伽藍國」と訂正) とされる。

[2] 本論文において使用する主な文献は以下の通りである。

[2-1] 標題に冠した「パーリ仏典」というのは、われわれが原始仏教聖典あるいはA文献と呼んでいる経蔵・律蔵の中のパーリの経・律と、B文献と呼んでいるパーリ語で書かれた註釈書文献である。後者には *Aṭṭhakathā* のほかに、復註 (*Ṭīkā*) や歴史書 (*Vaṃsa*) などの類、要するに原始仏教聖典以外のパーリ語で書かれた諸文献の総体が含まれる。これに参考資料として若干のサンスクリットの仏教文献を用いた。

なお漢訳の原始聖典は *janapada* と *raṭṭha* の語義とその外延を探るという本論文の直接の資料とはなりえないけれども、多くのパーリ三蔵の文章に対応する漢訳はこれを参考資料として併せ掲げるようにした。ただし論文の中で直接にこれに言及することは少ないので、これについては文字のポイントを落として記した。

[2-2] パーリ仏典からの資料収集に当たっては、*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版を利用させていただいた。記して謝意を呈したい。

なお本論中に用いたサンスクリット仏教文献は以下の通りであるが、しかしけっして網羅的に調査をしたものではないことをお断りしておく。

Mahāparinirvāṇasūtra : Ernst Waldschmidt 編、*Das Mahāparinirvāṇasūtra*、臨川書店 1986

『梵文根本有部律 I』 : S. Bagchi, *Mūlasarvāstivāda-Vinayavastu*, Buddhist Sanskrit Texts No.16 Darbhanga vol. I 1967

『梵文根本有部律 II』 : S. Bagchi, *Mūlasarvāstivāda-Vinayavastu*, Buddhist Sanskrit Texts No.16 Darbhanga vol. II 1970

『梵文僧祇律 (比丘尼)』 : Gustav Roth, *Bhikṣuṇī-Vinaya*, Patna 1970

[2-3] 本文中に用いたパーリと漢訳の原始仏教聖典の略称は、本モノグラフシリーズで用いているものに準じている。詳しくは本「モノグラフ」【基礎研究篇 I】第1号の『凡例』(p. v以降)を参照されたい。

[3] 本論文は、原始仏教聖典あるいは註釈書文献に描かれる社会が前提となっているの

で、この社会背景がわからないと理解していただけない部分も存する。とはいいながら、これが本論文の主題でもないので、この社会背景については註で扱うことにした。多くの註がついているのはそのためであることをお断りしておく。